

福井県丹南広域組合職員の補職名に関する規則

平成19年 3月29日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員定数条例（平成2年条例第7号）に規定する職員の職の名称について定めるものとする。

(補職名の付与)

第2条 職員には、補職名を付与するものとする。

(補職名)

第3条 職員の補職名は、次の表に掲げるとおりとする。

補 職 名	事務局長、所長、副所長、事務局次長、課長、参事、支所長、副支所長、分室長、分室長補佐、課長補佐、支所長補佐、係長、主査、主事、技師
-------	---

(法令に基づく職名)

第4条 法令その他特別の定めがあるものについては、補職名のほか当該定めがある職名を併せて付与することができる。

2 前項の規定による職名を付与された職員は、当該職名を用いることができる。

附 則（平成19年規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。